

選ぶ！選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証基準

【入店・支払時等】

- 1 店舗入口に、熱や咳・咽頭痛・倦怠感・息苦しさなどの症状が認められる場合には入店を断る旨を掲示し、出入りの業者等を含め、体調不良者の入店を断っている（入店時に体温確認し、体調の聞き取りを行うことが望ましい。）。
- 2 店舗入口及び店舗内各所に消毒液（消毒用アルコール等）を設置し、入店時に必ず従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施させるとともに、トイレ使用後などの定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 3 順番待ち等により列が発生するなど密な状況が発生する場合は、触れ合わない程度の間隔が保たれるように周知するとともに、従業員が誘導する。
- 4 食事中以外のマスク着用について、来店者に対し掲示及び声がけなどで促し、正当な理由*なくマスクを着用していない来店者に対し入店を断るかマスクの配布・販売を行うとともに、咳エチケットを徹底するよう要請する。
※正当な理由には、来店者が有する疾患や障害等によりマスクの着用が困難な場合や、窒息や熱中症のリスクが高いとされる子どもであること等が該当します。以下、マスク着用の規定については、正当な理由があり子どもでない場合はフェイスシールドやマウスシールド着用等と読み替えます。

【客席の利用】

〔テーブル・カウンター間の配置〕

- 5 利用者を席に案内する時は、他グループとの同一テーブルでの相席は避け、テーブル・カウンター間の配置について以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。
 - ・同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるように配置する。
 - ・同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブル（又はカウンター）の間に、パーティション等（目を覆う程度の高さ以上のものを目安、以下同じ。）による仕切りを設けることができるようにする。※具体的な運用は別図によります。

〔同一グループのテーブル席の配置〕

- 6 テーブル席においては、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし、少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。
 - ・隣席及び対面席の中心との間隔を1m以上空ける。
 - ・隣席及び対面席との間に、パーティション等による仕切りを設けることができるようにする。※具体的な運用は別図によります。

〔同一グループのカウンター席の配置〕

- 7 カウンター席は、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。ただし、少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。
 - ・隣席の中心との間隔を1m以上空ける。
 - ・隣席との間にパーティション等による仕切りを設けることができるようにする。※具体的な運用は別図によります。

- 8 カウンターサービスでは、以下のいずれかの方法により飛沫感染防止を図る。
- ・従業員とカウンター利用者との対人距離を1 m以上保つよう努める。
 - ・パーティション等による仕切りを設けることができるようにする。
- ※具体的な運用は別図によります。

〔ビュッフェスタイル、サラダバー、ドリンクバー等〕

- 9 ビュッフェスタイル、サラダバー、ドリンクバー等の形態で料理を提供する場合は、利用者に、料理を取る時のマスク着用及び手指消毒等を要請する。

- 10 直接口をつけた食器の共有、使い回しを避けるよう注意喚起する。

- 11 BGMの音量を下げるよう調整するとともに、大声での会話を避けるよう掲示等により注意喚起する。

〔カラオケ、ライブ、ダンス、ショー、余興等〕

- 12 カラオケ、ライブ、ダンス、ショー、余興等は原則として自粛する。実施する場合は以下の全てを実施し、身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。
- ・歌唱者や出演者に不織布マスクを確実に着用（鼻筋と顔に密着させ着用）するよう要請する。
 - ・歌唱者や出演者の間で1 m以上の対人距離を確保することを要請するか、又はパーティション等による仕切りを設置する。
 - ・マイクは都度消毒液（消毒用アルコール等）で清拭する。
 - ・ステージの場所を特定し、客席とステージの距離を2 m以上確保するか、又はパーティション等による仕切りを設置する。
 - ・換気は、換気設備の常時稼働や窓又はドアの常時開放を行い、必要に応じてサーキュレーター等を用いて空気の流れを作り、歌唱者や出演者の近くから排気する。HEPAフィルター付き空気清浄機を用いる場合は、歌唱者や出演者の近く且つ換気の空気の流れを妨げない場所に設置する。
 - ・利用者に歓声、声援等を発しないように要請する。

【店舗設備の管理】

〔建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）の対象施設（特定建築物）の場合〕

- 13 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。

〔建築物衛生法の対象施設（特定建築物）以外の場合〕

- 14 店舗内において、以下のいずれかの方法により適切な換気を実施している。
- ・機械換気（機械換気設備、換気機能を持つ冷暖房設備等）により必要換気量（一人あたり毎時30立方メートル）を確保し換気を行う。換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃・整備等の維持管理を適切に行う。
 - ・機械換気に加え、二方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
 - ・機械換気に加え、二方向の窓又はドアを30分に1回以上5分間程度全開する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。
 - ・機械換気に加え、一方向の窓又はドアの一部を常時開放する。さらに、可能であれば、サーキュレーターやHEPAフィルター付き空気清浄機等を併用しながら換気を行う。

- 15 店舗内において適切な換気が実施されていることを、二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー等）によりおおむね二酸化炭素濃度 1000ppm 以下に保たれていることによって確認している。超過した場合は14の規定で示した窓又はドアを開放等する、入店者数を調整する、換気設備の清掃・整備等の維持管理を行うなどの方法により追加の措置を講じる。

【従業員の感染予防】

- 16 従業員の出勤時に検温・体調確認を行うとともに、発熱や咳その他風邪症状が認められる場合は、店舗責任者により出勤しないよう呼びかける。
- 17 感染した、もしくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底する。
- 18 調理従事者を含め、従業員全員が不織布マスクを着用し、大声での会話や長時間の会話を避けるとともに、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後などに適切な手洗い及び手指消毒を行うこと、感染予防策が行われていない店舗の利用を自粛することについて周知徹底する。

【接待を伴う飲食店等の対応】

- 19 接待を伴う場合は、以下の全てを実施し、身体的距離の確保や飛沫拡散防止を図る。
- ・利用者に、会話時に不織布マスクを着用すること、過度な大きさや頻度の声出し及び身体接触をしないことを要請する。
 - ・従業員に、会話時の不織布マスクの確実な着用（鼻筋と顔に密着させ着用）、過度な大きさや頻度の声出しの禁止及び利用者との対人距離1m以上の確保（又はパーティション等による仕切りの設置）について周知徹底する。
 - ・店舗責任者等が、上記事項が確実に順守されているか定期的に確認するとともに、実施されていない場合は、利用客や従業員に対し声かけによる改善を行う。

(別図)

